

インドネシアと世界のハラール認証

ハラール認証は、1960年頃にマレーシアで始まり、インドネシアでは1970年代にハラール認証制度をスタートさせました。

従来のインドネシアの認証、審査機関はLPPOM-MUI（インドネシア指導者評議会）の検査会社で主に食品・医薬品・化粧品を対象にしていました。

2019年10月より、インドネシア政府がBPJPH（ハラール製品保証組織団体）を設立し、民間から国の運営に変わり、LPPOM MUIは政府からの委託審査機関となりました。

その後、東南アジア、アメリカ、EUなどもハラール認証制度をスタートさせ、現在は世界中に300以上ものハラール認証機関があると言われています。

世界中のハラール認証の中でも特にマレーシア、インドネシア、シンガポールの認証は知名度、影響力が大きくこれらの国と友好関係にある全ての国でそのまま認証の効力が適応します。

これらの3つの国は、国として認証を発行し、法律で規定、管理されている為、基準も明確で全てのプロセスが審査過程に盛り込まれており、他の国から非常に高い信頼を得ています。

つまり、その他のイスラム圏、ハラール市場を持つ国で、別に認証を取得する必要がなくなり、輸出の度に対象国で新たにハラールの審査を受ける必要がなくなる為、複数の国への輸出を検討する場合、これら3つの認証のいずれかを取得する事でプロジェクト全体のコストを抑える事も可能になります。

（他のイスラム諸国にJAKIM、BPJPH、MUISの証明書をそのまま添付、提出すれば許可される場合が多い ※対象の国の法律や制度により一部非対応の国もあります。）

インドネシア正規ハラール認証 最新のポイント

①コロナの影響で現地監査が当面全てオンライン監査に変更（新規申請も対象）

※従来の監査の場合、インドネシアから最低2名、日本へ来て実際に工場を監査する必要がある。（往復航空券、国内移動費、宿泊費などが認証取得費と別に必要）

（概算）往復航空券10万円×2名=20万円 & 日本国内移動、宿泊費=15万 ※これらの35万円~/回が無料（今がチャンス）

②審査の結果によっては、認証許可期限が従来の2年から4年に延長されるケースがある（2年毎の更新費用をダウンできる。）

③審査結果次第で、現地監査が書類監査のみとなる（取得ステータスにより変動）※直接申請した場合、交渉の余地がないが、当社であれば交渉や調整が可能。

④BPOMについて

インドネシア国内で製品を流通させるためには、BPOM（国家食品・医薬品監督庁）に、輸出したい製品を登録し、「流通許可証」を取得することが必要です。

登録された輸入製品には製品流通許可番号（ML番号）が与えられ、その番号を製品ラベルに記載しなければインドネシアへの輸出はできません。

※このBPOMの審査を2020年よりLPPOM MUIが行う事になりました。→ 輸出する製品の全てに対し、ハラール対象かどうかのチェックがされることになる。

これまで以上に輸出製品＝ハラール認証の結びつきが強くなっていく

（インドネシアは国をあげて輸入される製品のハラール対応を細かく確認、管理、指導していく事になる）

インドネシア語や英語での相談、交渉も難しいインドネシアへの申請や登録について、お困りな点が多くあると思います。

弊社へは日本語で相談でき、各種申請も日本語で書類を準備すれば良いようにご用意しておりますのでお気軽にご相談ください。

2020.7.15



株式会社トレンドエージェント

代表 白木 啓一

LPPOM MUI 日本業務任命企業

